

## 四谷御苑マンション管理使用規則

### 四谷御苑マンション管理組合規約第一章総則第3条(規約の遵守義務)

- 1、区分所有者は、円滑な共同生活を維持するため、この規約及び使用規則を誠実に遵守しなければならない。
- 2、区分所有者は同居する者に対してこの規約及び使用規則に定める事項を遵守させなければならない。

### 四谷御苑マンション管理組合規約第一章総則第3条(規約の遵守義務)

- 1、区分所有者はその専有部分を第三者に貸与する場合はこの規約及び使用規則に定める事項をその第三者に遵守させなければならない。
- 2、前項の場合において、区分所有者はその貸与にかかわる契約にこの規約及び使用規則に定める事項を遵守する旨の条項を定めるとともに、契約の相手方にこの規約及び使用規則に定める事項を遵守する旨の誓約書を管理組合に提出させなければならない。

## 四谷御苑マンション管理使用規則

本建物は集合住宅ですから入居者は共同生活の秩序を保持するとともに共用部分を善良な管理者の注意をもって使用するためこの規則を遵守して下さい。

- 1、自転車、ベビーカー、その他これらに類する物品は指定の場所もしくは自己の専有部分に格納するものとし、南側避難通路、玄関ホール、廊下、階段、その他の共有部分に放置しないで下さい。
- 2、ゴミは袋につめ、管理人の支持に従って種類別に指定された曜日、時刻を守って所定の場所に出して下さい。
- 3、南側避難通路の延長上にある空き地は避難通路とみなします。
- 4、次の事項は禁止します。
  - 1) 建物内にガソリン・揮発油等、発火性・引火性の高いもの、その他危険物を持ち込むこと。
  - 2) 建物の玄関、窓、バルコニー等共有部分に広告に類するものをとりつけること。
  - 3) 共有部分(廊下、階段、南側避難通路)に私物、ゴミを置くこと。
  - 4) 駐車場(共有部分ではない)、機械室、階段、廊下、エレベーターで子供が遊ぶこと。
  - 5) 他の居住者の健康と平穏を害する騒音をたてること。
  - 6) 幼児が同伴者なしにエレベーターを使用すること。
  - 7) 屋上の指定された通路以外の場所に立ち入ること。
  - 8) 隣の建物との間や南側避難通路等にゴミを投げ捨てること。
  - 9) その他、特に管理組合が指示する事項。

5、おたがいに気持ち良く生活できるように次の事項に注意して下さい。

- 1) 通路等共有部分にタバコの吸い殻、紙屑などを捨てたり、啖、唾、ガムを吐き捨てたりしないこと。
- 2) エレベーターは終日自動式になっていますので正しく運転して下さい。
- 3) エレベーターで異常が発生した場合は備付けの通報装置でエレベーター管理会社に連絡をして下さい。
- 4) エレベーター、廊下、階段等共有部分に落書きやいたずらをしたり、傷付けたりしないで下さい。
- 5) 階上、階下または隣室に響くような運動やマージャンをしたり、大声やラジオやテレビの大音量等が発生させないでください。
- 6) 台所や洗面所の排水口に配水管を詰まらせるような、布屑、紙屑、野菜屑、残飯、油などを流し込まないで下さい。
- 7) トイレの便器にはトイレットペーパー以外のものは流さないで下さい。
- 8) 各個室の玄関は防水されていないので絶対に水を流さないで下さい。
- 9) 植木鉢等をベランダに置く場合は落下の危険性のない所を選んで下さい。また、水やりの際は階下に配慮して下さい。
- 10) 裸、下着、寝間着等のまま廊下、階段を歩行しないで下さい。
- 11) 廊下、階段、エレベーター内は禁煙です。
- 12) 管理人に私的雑務を依頼しないで下さい。
- 13) ベランダの排水溝は常に掃除し、洗濯機の排水がきちんとできるようにして下さい。
- 14) その他、管理組合が特に指定した注意事項を守って下さい。

6、次の事項についてはあらかじめ管理人に届け出てください。

- 1) 重量物、大形の物品を持ち込んだり、引っ越しをする場合。
- 2) 各個室の修理、改造、模様替、造作の新設等現状を変更する場合。
- 3) 電気、ガス、給排水等、建物設備の容量に影響を及ぼす設備の新設、器具類の設置、付加、除去、変更を行う時。
- 4) 入居、退去、売却、購入時及び長期にわたって留守をする場合。
- 5) その他管理組合が特に指示した場合。

7、管理人の業務時間

月曜～土曜 午前8時30分～午後5時30分（昼休み1時間）

日曜、祝祭日は原則として業務は行わない。